

ふるさと信州寄付金お礼の品贈呈事業実施要領

平成 28 年 4 月 1 日	制定
平成 28 年 11 月 1 日	一部改正
平成 29 年 6 月 1 日	一部改正
平成 30 年 4 月 1 日	一部改正
平成 30 年 7 月 1 日	一部改正
平成 30 年 10 月 1 日	一部改正
平成 30 年 10 月 17 日	一部改正
平成 31 年 4 月 1 日	一部改正
令和 2 年 6 月 1 日	一部改正
令和 5 年 10 月 1 日	一部改正
令和 6 年 4 月 1 日	一部改正

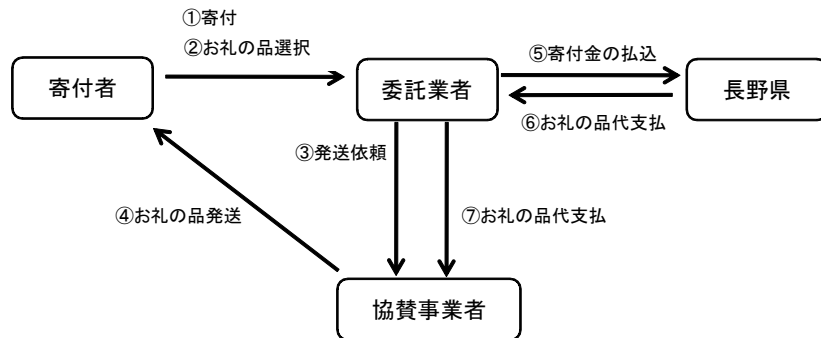
1 趣 旨

ふるさと信州寄付金の寄付者に対し謝意を表するとともに、信州ブランド品等（県産品等）のPRや販売促進等を図るため、県内事業者の協賛を募り、協賛事業者から提供された県産品等を寄付に対するお礼の品として寄付者へ贈呈する。

2 事業実施期間

平成 28 年 4 月 1 日から

3 事業の流れ



4 お礼の品の内容

長野県の食材等を使って長野県内で製造されている商品、栽培等されている農林水産物、伝統工芸品、県内施設において提供されているサービス等で、次の項目を満たすものであること。

- (1) 各種法令、規則、及び条例に沿った操業、生産、製造、販売等を行っており、ふるさと納税の趣旨を踏まえたものであること。
- (2) 平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条各号に定める地場産品基準（以下、地場産品基準という。）のいずれかを満たすもので、長野県のPR、地域ブランドの向上、産業振興又は観光振興に寄与する等の要素を持つものであること。

- (3) 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、予め期限や数量を示して供給するものはこの限りでない。
- (4) 商品情報の開示が可能であること。
- (5) 協賛事業者が自己、若しくは自己の名をもって生産し又は販売しているものであること。
- (6) 食品については、食品表示法その他の法令等に基づく表示を適切に行っているものであること。また、発送日から賞味期限までに一定以上の期間を有していること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、この限りではない。
- (7) 体験型サービスにおいては、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄付者との調整が十分に行える体制が整っていること。

5 お礼の品の県負担額

- (1) お礼の品の県負担額は下表のとおりとする。
- (2) お礼の品発送に係る送料は、原則として長野県が全額負担するが、送料は最小限に抑えることとする。なお、お礼の品の内容の瑕疵によりお礼の品の回収及び再配送を行った場合に係る、お礼の品代及び配送料は、原則として協賛事業者の負担とする。
ただし、配送時の瑕疵による場合はこの限りではない。

	贈呈対象者	県負担上限額
区分1	寄付金1万円以上1万1千円未満	2,700円
区分2	寄付金1万1千円以上1万2千円未満	2,970円
区分3	寄付金1万2千円以上1万3千円未満	3,240円
区分4	寄付金1万3千円以上1万4千円未満	3,510円
区分5	寄付金1万4千円以上1万5千円未満	3,780円
区分6	寄付金1万5千円以上1万6千円未満	4,050円
区分7	寄付金1万6千円以上1万7千円未満	4,320円
区分8	寄付金1万7千円以上1万8千円未満	4,590円
区分9	寄付金1万8千円以上1万9千円未満	4,860円
区分10	寄付金1万9千円以上2万円未満	5,130円
区分11	寄付金2万円以上2万5千円未満	5,400円
区分12	寄付金2万5千円以上3万円未満	6,750円
区分13	寄付金3万円以上4万円未満	8,100円
区分14	寄付金4万円以上5万円未満	10,800円

区分 15	寄付金 5 万円以上 10 万円未満	13,500 円
区分 16	寄付金 10 万円以上 15 万円未満	27,000 円
区分 17	寄付金 15 万円以上 20 万円未満	40,500 円
区分 18	寄付金 20 万円以上 25 万円未満	54,000 円
区分 19	寄付金 25 万円以上 30 万円未満	67,500 円
区分 20	寄付金 30 万円以上	81,000 円

6 協賛の対象事業者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 長野県内に事業所がある法人その他の団体または個人であること。ただし、信州ブランド等の PR や販売促進等を図るため、長野県が特に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 現に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく適切な申告を行い、かつ県税に滞納がない者であること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人、団体若しくは個人でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立、及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立がなされていないものであること。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定するもの（暴力団及び暴力団員）並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 本事業の趣旨に賛同し、お礼の品について、適切な品質管理及び寄付者からの信頼確保等に努め、責任ある対応ができること。
- (7) この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。ただし、書面により長野県の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (8) この事業の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、書面により長野県の承諾を得た場合は、この限りではない。

7 協賛事業者の事務

- (1) 協賛事業者は、本要領の内容に同意し、遵守することを認める。
- (2) 協賛事業者は、長野県からふるさと信州寄付金業務の委託を受けた者（以下「委託業者」という。）と別途売買等に係る契約を締結し、事業者情報及び提供しようとするお礼の品に関する情報等を別途定める方法により委託業者へ提出する。
- (3) 協賛事業者は、委託業者からの発注依頼に基づき、お礼の品の発送を行う。発送の時期等については、お礼の品情報によるものとする。
- (4) 協賛事業者は、お礼の品の品質において問題が生じたときは、その責任を負う。
- (5) 協賛事業者は、長野県が必要に応じて行う調査、及び県が本事業の広報を目的として行う行為に協力する。
- (6) 協賛事業者は、県が作成するパンフレット等へのお礼の品情報の掲載について、県が掲載内容又は位置等を決定することを認める。

- (7) 協賛事業者は、協賛を一時停止し、又は解消したい場合は、その旨及び理由を長野県及び委託業者へ申し出る。
- (8) 協賛事業者は、この要領に定めるほか、知事が指示する事項に従う。

8 委託業者の事務

- (1) 委託業者は、協賛事業者から提出のあったお礼の品情報を取りまとめ、長野県へ承認の依頼を行う。
- (2) 委託業者は、長野県が承認を行った商品について、協賛事業者へその旨を連絡するとともに、お礼の品として取り扱うものとし、寄付の募集を行う。
- (3) 委託業者は、契約に基づき寄付者からのお礼の品希望数量等を取りまとめ、協賛事業者へ発送の依頼を行い、発送を完了した商品に係る県負担額を長野県へ請求する。
- (4) 委託業者は、発送を完了した商品に係る県負担額を速やかに協賛事業者へ支払う。
- (5) 提供するお礼の品が「4 お礼の品の内容」で定める項目を満たしていない可能性がある場合等に県が実施する実地調査等に協力する。

9 長野県の事務

- (1) 長野県は、委託業者を通じてお礼の品情報の内容を審査し、承認するか否かを決定する。
- (2) 長野県は、9(1)の結果について委託業者へ通知する。
- (3) 長野県は、委託業者からの請求に基づき、お礼の品に係る県負担額を支払う。
- (4) 長野県は、下記の場合には、承認したお礼の品に係る寄附の受付を一時停止し、又は承認を取り消すことができる。この場合において、当該協賛事業者に損害が生じても、県は一切その責任を負わないものとする。
 - ① 協賛事業者又はお礼の品が、本要領に定める要件等を満たさなくなったとき。
 - ② 協賛事業者又はお礼の品の申告内容に虚偽があったとき。
 - ③ 寄付者、県及びその関係者に損害を及ぼす行為があったとき。
 - ④ 協賛事業者又はお礼の品にふさわしくないと長野県が判断したとき。
 - ⑤ 協賛事業者より、7(7)の申し出があったとき。

10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、法令並びに例規及び委託業者の約款その他契約等に定めるところによる。

また、この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、長野県、協賛事業者及び委託業者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

11 問合せ・資料請求先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県総務部税務課総務係
電話：026-235-7046（直通） ファクシミリ：026-235-7497
電子メール：[zeimu](mailto:zeimu@pref.nagano.lg.jp)【[アットマーク](mailto:zeimu@pref.nagano.lg.jp)】[pref.nagano.lg.jp](mailto:zeimu@pref.nagano.lg.jp)